

社会福祉法人愛育会 役員等の報酬と費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛育会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員等（以下「役員等」という。）の報酬と費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 法人の役員等の報酬は、別表のとおりとする。

(調整措置)

第3条 この法人の職員が、法人の役員等を兼ねる場合には、その兼ねる法人の役員等として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 法人の役員等が、その職務を行うための会議に出席し、又は職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、職員が法人の役員等を兼ねる場合において、事務所の所在地におけるその職務を行うための会議に出席したときは、その兼ねる法人の役員等として受けるべき旅費は支給しない。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、旅費規程の定めるところによる。

(その他必要事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、法人の役員等の報酬と費用弁償に関して必要な事項は、評議員会で定める。

附 則（平成9年8月28日第7号議案）

この規程は、平成9年10月2日から施行する。

附 則（平成11年3月30日第32号議案）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日第5号議案）

この規程は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成20年7月28日第1号議案）

この規程は、平成20年7月28日から施行する。

附 則（平成24年3月22日第9号議案）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日第4号議案）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

区 分	報 酬 の 額		
	3時間未満	3時間以上～ 5時間未満	5時間以上
理 事	3,000円	5,000円	10,000円
評議員	3,000円	5,000円	10,000円
監 事	3,000円	5,000円	10,000円
委員等	3,000円	5,000円	10,000円